

令和 6 年度第 1 回日野市手数料、使用料等検討委員会議事録

1 概要

日 時	令和 6 年 6 月 3 日（月） 10 時 00 分から 11 時 00 分まで
場 所	庁議室
出 席	河合委員、比留間委員、堀江委員
主 管 課	（都市計画課）浅川課長、谷課長補佐、小野主任
事 務 局	（企画経営課）松井主幹、永尾課長補佐
議 事	（議案第 1 号）都市計画証明手数料の改定案について（主管課：都市計画課）
記 録 作 成	（企画経営課）永尾
配 布 資 料	【資料 1】日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱 【資料 2】日野市手数料、使用料等検討委員会委員名簿 【資料 3】日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン 【議案第 1 号】資料一式

2 要点録

（1）次第 1 開会

○ 事務局(企画経営課)

委員が全員出席したため開会。

（2）次第 2 事務連絡

○ 事務局(企画経営課)

委嘱状の交付、資料の確認等を行った。

（3）次第 3 委員紹介

■ 各委員

各委員より自己紹介。

○ 事務局(企画経営課)

事務局より自己紹介。

（4）次第 4 日野市手数料、使用料等検討委員会の概要

○ 事務局(企画経営課)

日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱に基づき、委員会の概要について説明。

(5) 次第 5 手数料、使用料額の算定に関する考え方

○ 事務局(企画経営課)

日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドラインに基づき、説明。

■ 委員

ガイドラインを直近で 2 回見直しをしていると思う。誰が中心となって見直しているか。

○ 事務局(企画経営課)

原案を事務局が作り、委員会で議論していただいたのち、市が決定している。最終的な決定は、市長となる。

■ 委員

ここで議論した結果を事務局で拾い上げて直している、ということで良いか。

○ 事務局(企画経営課)

各施設所管部署の意見、他市の状況調査、パブリックコメントなども反映している。

■ 委員

いろいろな情報を収集して事務局で決定作業を行っているということで、承知した。

11 ページの『市民農園』と『等』の間のスペースは何らかの意味があるか。

○ 事務局(企画経営課)

特に意味はない。誤記と思われる。

○ 事務局(企画経営課)

その他ガイドラインについて、ご意見、ご質問等あれば、後日個別でも差支えないので、お寄せいただきたい。

(6) 次第 6 委員長及び副委員長の選出

○ 事務局(企画経営課)

要綱に則り、委員長を互選としたい。

■ 委員

事務局から指名いただければよいのでは。

■ 各委員

異議なし。

○ 事務局(企画経営課)

では、本委員会の議案で取り扱う会計関係について専門知識を有しておられる堀江委員に委員長を

お願いしたい。

■ 堀江委員

お受けします。

■ 各委員

異議なし。

○ 事務局(企画経営課)

副委員長も互選となるが、こちらはいかがするか。

■ 委員

こちらも、事務局指名で良いのでは。

■ 各委員

異議なし。

○ 事務局(企画経営課)

では、かねてより本委員会でのご経験がある比留間委員にお願いしたい。

■ 比留間委員

ご迷惑でなければ。

■ 各委員

異議なし。

○ 事務局(企画経営課)

では、委員長を堀江委員、副委員長を比留間委員として決定したい。

以降の進行は委員長にお願いしたい。

(7) 議題 議案第1号 都市計画証明手数料の改定案について

○ 都市計画課

議案資料に基づき、改定案について説明。

■ 委員

件数が年々下がっている傾向があるように見える。これは以前からの傾向なのか。

また、他自治体の半数が300円との説明があった。一方で非常に高い手数料の自治体もある。この差は何に起因していると考えるか。

■ 都市計画課

昔の傾向までは把握していないが、近年は確かに件数が下がっている傾向にある。インターネット配信サービスの影響も多少はあるように思っているが、はっきりとした減少原因はわかっていない。

また、金額が自治体間で大きな差があるのは、原価計算をしているか、していないかの差と思われる。

例えば西東京市では、原価計算の結果が 6,000 円となっている。

原価計算をすれば、おおよそどの自治体もこのくらいに落ち着くものと思われるが、低廉な設定となっている自治体ではそうした原価計算の考え方をとっていないものと思われる。

■ 委員

インターネット配信サービスがあるということは、それが代替として機能するということか。

○ 都市計画課

インターネット配信サービスで表示される線は、あくまで概略線。概略線だけで受付をしてくれる自治体もあるかもしれないが、このサービスだけでは、どうしても限界がある。

■ 委員

WEB 上でとったものは、証明書になるのか。

○ 都市計画課

あくまで概略線であり、証明書としてのものではない。

ただ、自治体によっては、公印の入った都市計画証明を求めているところもあれば、概略線だけで受け付けている自治体もある、ということ。

■ 委員

WEB 上での概略線だけで受け付けている具体的な自治体があるということか。

○ 都市計画課

そもそも、都市計画証明を発行していない自治体がある。そうしたところでは、インターネット上のものをコピーして渡しているだけ、という形になっていることがある。建築確認機関等で、そうしたもので認めている場所もある、ということ。

インターネット上で配信されている情報だけでもいいのであれば、そのようにしたい思いもあるが、現状日野市では、確認申請に必要ということで、行政サービスとして提供している。

つまり、法的に必要とされているものではない。

■ 委員

4 年ごとに見直しをしていると聞いている。

その当時と比較して、提供所要時間、人件費に差は生じているか。

○ 都市計画課

提供所要時間については、大きな変動はない。

○ 事務局(企画経営課)

令和 2 年当時は時間単価 4,368 円として計算しているので、今より若干高い。

■ 委員

提供所要時間が大きく減になっているなどのところで差があれば、と思ったところ。

■ 委員

請求者に偏りはあるか。例えば、一社が多く請求されているとか。

○ **都市計画課**

建物を建てる時に確認申請が必要となるので、その関係事業者が取得されている。そのため、特に偏りというものはなく、大小さまざまな事業者が取得する。

■ **委員長**

では、意見が他になければ採決に移る。妥当でない旨の意見があれば、ご発言いただきたい。

■ **各委員**

(意見なし)

■ **委員長**

妥当である旨の意見があれば、ご発言いただきたい。

■ **委員**

妥当ではあると思うが、激変緩和措置の適用解除はできないのか、と思う。

○ **事務局(企画経営課)**

現在のガイドラインに則ると、激変緩和措置は適用が必要ということになっている。

■ **委員長**

では、意見が出尽くしたようなので、妥当であるという方は挙手願いたい。

	妥当	妥当でない
挙手	3	0

■ **委員長**

当委員会としては妥当であるとの結論に達した。

(8) 次第8 今後の予定

○ **事務局(企画経営課)**

次回の委員会の日時及びその後の流れについて説明。

(9) 次第9 閉会

■ **委員長**

本日の議題はすべて終了したので、委員会を閉会する。

(閉会)